

## 【インドネシア】2024 年法律第 65 号改正特許法の施行について

インドネシアは 2024 年 10 月 28 日に、2016 年法律第 13 号改正によるインドネシア特許法の第三次改正にあたる、2024 年法律第 65 号改正を施行しました。

ただし、特許出願に関する法務人権大臣規則や法務人権省令の改正が未だ改訂作業中であるため、これら規則や省令の改正が出揃うまでの間は、特許出願に対し、従前の特許法、規則、省令が適用されることとなります。

2024 年法律第 65 号改正の主要な内容は以下の通りです。

### 1. 定義(第 1 条)

発明の範囲について、現在の物、方法、物または方法の改良または改善、に加えて、システム、方法、使用を含むものとされた。あわせて、伝統的知識及び遺伝資源についての定義が追加された。

### 2. 非発明(第 4 条)

コンピューター、コンピューターネットワーク、他のプログラム可能な装置を用いて実装されたコンピュータープログラムについては、コンピューター実装発明として、発明とみなされることとなった。

また、既存の及び又は既知の製品の新規用法の発見、既存の化合物の新たな形態であって有意な効能が認められずその化合物の既知の関連する化学構造との差異がないものの発見、についても、発明とみなされることとなった。

科学及び数学分野の理論と方法が、特許を受けることができない発明(第 9 条)から削除されて、非発明として追加された。

### 3. グレーズピリオド(第 6 条)

公の展示会における展示、研究及び開発目的での試験範囲内での実施、学術研究のための論文等の公表による、新規性喪失の例外が認められる期間について、6 月から 12 月に延長された。

### 4. 特許を受けることができない発明(第 9 条)

第 1 条の発明の定義に関する改正に伴い、その公表、使用又は実施が、法規、

宗教、公共の秩序又は道徳に反するシステム、方法、使用が、特許を受けることができない発明に追加された。

また、科学及び数学分野の理論と方法が削除されて第 4 条に非発明として追加された。

#### 5. 実施状況報告(第 20A 条)

第 20 条に規定された特許権者の義務として、毎年末までにインドネシア国内における特許の実施に関する報告を提出する義務が新たに規定された。

#### 6. クレーム数が 10 を超える出願への追加料金(第 24 条、第 34 条、第 39 条)

クレーム数が 10 を超える出願については、追加料金が必要となった。これは、補正によりクレーム数が 10 を超えた場合にも適用される(第 39 条)。

#### 7. 出願様式(第 25 条)

発明者宣誓書の提出が不要となった。

また、遺伝資源／伝統的知識に関する発明については、遺伝資源／伝統的知識の出所に関する宣誓書の提出が必要となった。

#### 8. 優先権主張(第 30 条)

従前、優先権主張を伴う出願は、優先日から起算して 12 月以内に提出しなければならないとされていたが、優先日から起算して 12 月を経過した場合であっても、その後 4 月以内であれば、追加料金の支払いにより優先権主張が認められることとなった。

#### 9. 翻訳書類の提出(第 34 条)

従前、発明に関する明細書が外国語で記載されている場合には、出願日から 30 日以内にインドネシア語翻訳を提出しなければならないとされていたが、発明に関する明細書が英語以外の言語で記載されている場合には、出願日から 30 日以内に英語及びインドネシア語翻訳を提出しなければならないとされた。発明に関する明細書が英語で記載されている場合には、従前通り、インドネシア語翻訳のみの提出でよい。

#### 10.方式審査に関する期間延長(第 35 条)

従前、方式事項を満たさない出願書類については、方式審査通知から 3 月以内に書類の提出が求められ、その応答期間を 2 月間延長可能とされた上で、さらに 1 月の期間延長が認められ、最大 3 月の期間延長が認められていたが、改正により延長できる期間は最大 2 月に短縮された。

#### 11.出願のみなし取下げとその回復(第 36 条)

方式審査の結果、規定を満たさないとして取下げとみなされた出願について、6 月以内であれば、出願書類の方式要件を満たした上で、費用を添えてのみなし取下げの再考を求める書面を提出できることとなった。

#### 12.出願の取下げと再出願(第 43 条)

特許査定あるいは拒絶査定前に、出願人が取下げを行った出願について、DGIP は取下げ認容書類を発行する。その取下げ任用書類発行の日から 6 月以内であれば、出願人は、費用を添えて取下げた出願の再出願を提出できることとなった。

#### 13.出願の早期公開(第 46 条)

従前、出願人が費用を添えて理由を記載した書面を提出することにより、出願から 6 月経過後に早期公開を請求することができていたが、改正により出願から 3 月経過後に早期公開請求を行えるようになった。

#### 14.早期審査に関する規定(第 55A 条)

方式審査が完了した出願に対して、出願公開前に費用を添えて申請することにより、早期審査の請求が行えることとなった。この早期審査を請求した出願の審査結果は、出願公開後 30 ヶ月以内に通知される。

#### 15.再審査請求及び訂正請求(第 63A 条)

拒絶査定後、特許査定後、取下げ後、のみなし取下げ後の再審査請求、及び、特許査定後の訂正請求が、査定あるいはのみなし取下げの日から 9 月以内、取下げの日から 2 月以内であれば、費用を支払うことにより可能となった。ただし、特許査定後の再審査請求については、出願人あるいはその代理人しか請求することができない。

#### 16. 審判請求(第 68 条、第 69 条、第 70 条)

第 63A 条の再審査請求に関する規定の追加により、審判請求は、拒絶査定後、特許査定後、訂正請求の認容後あるいは再審査による拒絶の通知後 3 月以内に行う、と改正された。

また、訂正請求に対する審判結果への上訴、及び、審判による審理により登録された特許査定に対する上訴は、商務裁判所へ出訴できないとする規定が追加された。

#### 17. 強制実施権(第 81 条、第 82A 条、第 84A 条、第 103 条、第 132 条)

強制実施権に関する規定が、TRIPs 協定第 31 条の規定に適合する記載に改められた。従前の特許法では、強制実施権について、非排他的性質を有する、以上の記載が存在しなかった。

また、改正により、第 1 特許の改良特許(第 2 特許)に対する強制実施権について、第 2 特許が第 1 特許に対して経済的に意味のある重要な技術的改良を有していなければならない、また、第 1 特許の強制実施権は第 2 特許と同時にのみ移転することができる点が記載された。

#### 18. 政府による特許の実施(第 109 条、第 111 条、第 111A 条)

政府による特許の実施に関する規定が、TRIPs 協定第 31 条の規定に適合する記載に改められた。

また、政府による特許の実施の規定(第 111 条(a))について、記載が「医薬品及び／又はバイオテクノロジー製品であって、高額でありかつ／又は突然の多量死の原因となる疾病や深刻顕著な障害を引き起こし、又国際的に懸念される公衆衛生条の緊急の克服に必要とされるもの」

から

「大規模な突然死、重大な身体障害、および／または公衆衛生上の緊急事態を引き起こす可能性のある疾病に対処するために必要な医薬品、医療機器、および／または高コストの診断ツール」

と改められた。

#### 19. 年金納付(第 126 条、第 128 条)

年金納付期間満了後 6 月以内であれば、納付延期の申請書を提出せずとも、納

付すべき年金額と同額の過料とともに支払うことで、特許権の維持が可能となる。  
この改正法により、従前の第 128 条に規定されていた、請求により最大 12 月の  
年金納付猶予期間を得ることができた規定が削除される、

## 20. 罰則及び民事訴訟規定の適用除外(第 167 条)

従前

「インドネシアにおいて特許により保護されている医薬品であつて、特許期間満了  
の 5 年前に、当該特許の保護が満了した後の販売許可の手続のために製造す  
る場合」

は、インドネシア特許法の罰則及び民事訴訟規定の適用の対象外とされていた  
が、この規定から、「特許期間満了の 5 年前に、」との文言が削除される。

これは、インドネシア国内でのジェネリック医薬品製造の振興のための改正であ  
る。

冒頭に記載した通り、特許出願に関する法務人権大臣規則や法務人権省令の改正  
が未だ改訂作業中であるため、これら規則や省令の改正が出揃うまでの間は、特許  
出願に対し、従前の特許法、規則、省令が適用されることとなります。

WIPO LEX に掲載された特許法改正案

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22784>

弊所提携インドネシア事務所 ACEMARK による本件に関する発表

[https://www.acemark-ip.com/new/news\\_detail.php?id=181](https://www.acemark-ip.com/new/news_detail.php?id=181)

担当 鈴木秀幹(S&I Japan)